

(平成24年11月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月及び同年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月及び同年6月

私は、申立期間の国民年金が厚生年金保険と重複していることが判明したので、平成23年6月に、年金事務所に当該期間に係る国民年金保険料の還付を申し出たところ、年金事務所は、18年に還付請求書類を自宅に郵送したが、その書類が提出されなかったため、時効になっていると回答してきた。

しかし、私は、年金事務所が還付請求書類を郵送したとする住所から、平成16年8月に転居しており、還付請求書類を受け取った記憶は無いので、申立期間の国民年金保険料が時効により還付してもらえないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は、厚生年金保険料との重複納付を理由として、平成18年11月17日に還付決議が行われていることが確認でき、申立人が年金事務所に還付を申し出たとする23年6月時点では、通常、年金事務所が申立人に説明しているように還付請求権の消滅時効が成立するものと考えられる。

しかしながら、申立人は、当該還付請求書を受領していないと主張しているところ、戸籍の附票により、平成16年8月17日に旧住所から現住所に転居していることが確認できるが、オンライン記録により、当該還付決議が行われた18年11月17日の時点を含め、24年5月21日までは、旧住所が申立人の住所として管理されていたことが確認できることから、当該還付請求書は、旧住所地に送付されたのみであると推認できる。

また、オンライン記録によると、平成 22 年 8 月及び 23 年 8 月に日本年金機構から送付されたねんきん定期便が未送達になっていることが確認できることから、当該還付請求書等が申立人に到達していなかった可能性が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年2月20日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年2月20日まで

私は、昭和61年4月1日にA社へ入社し、平成6年2月19日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、資格喪失日が5年10月31日になっているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人が平成5年10月31日にA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされているが、雇用保険の記録から、申立人は6年2月19日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、A社は、平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており（以下「全喪」という。）、当該喪失処理は、同社の全喪日より後の6年4月27日に行われていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、A社は平成6年3月*日に破産宣告を受けていることから、申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無

く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である6年2月20日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における当該喪失処理前の記録から、36万円とすることが妥当である。

神奈川県厚生年金 事案 8098(事案 7023 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 21 日から 9 年 4 月 1 日まで

A社における標準報酬月額が手取り給与の半分以下の 15 万円とされていることから、オンライン記録の訂正を申し立てたが、記録の訂正が認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間のうち、平成 7 年分の源泉徴収票を提出するので、再度、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持する預金通帳から、申立期間のうち、平成 7 年 9 月から 8 年 11 月までの各月において、37 万円前後の額が A 社から申立人に対して振り込まれていたことが確認できるが、同社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は廃棄済みであるとしている上、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき 23 年 10 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の申立てに当たり、申立人から新たな資料として提出された、A 社を支払者とする「平成 7 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の控除額を検証したところ、申立期間のうち、平成 7 年 8 月

21日から同年12月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額44万円に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成7年12月1日から8年12月1日までの期間については、申立人の所持する預金通帳から、当該期間の給与振込額は、7年8月21日から同年12月1日までの期間における給与振込額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、平成9年4月の随時改定で、申立人の標準報酬月額は、44万円に改定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料納付はしていないとしていることから、事業主は、源泉徴収票及び預金通帳から確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年7月1日から9年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から9年3月31日まで
③ 平成9年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成8年4月から9年3月末までA社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び③が被保険者期間となっておらず、申立期間②に係る標準報酬月額が、私が記憶している月例賃金額より大幅に低い11万円となっている。調査の上、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、17万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）より後の同年5月8日付けで、遡及して11万円に引き下げられている上、18名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た17万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、

申立人が当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人の資格取得日は、平成8年7月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該厚生年金基金及び健康保険組合は、届出用紙は複写式であったと回答している。

また、申立人とほぼ同時期に入社した同僚は、「会社から、健康保険被保険者証を渡されたのは、入社後の2、3か月後であった。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、平成9年3月分の給与が未払いとなっているものの、同年3月は、最終稼働日まで勤務していた記憶が有ると主張している。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の記録によると、離職日が平成9年3月28日となっていることが確認でき、雇用保険の離職日の記録が同年4月30日である同僚2名は、「申立人は、私たちが退職する前の同年3月中には退職していた記憶が有るが、申立人の退職日について明確には記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 8100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月2日まで
私は、申立期間においても勤務しており、仕事の内容も変わらなかったため、厚生年金保険の被保険者期間に欠落が生じるはずがない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和53年10月2日にA社から関連会社であるC社（現在は、B社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の資料が無いため不明である。」としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 8101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月30日から同年10月1日まで
私は、昭和39年3月6日にA社に入社し、48年3月31日に退職するまで、C労働組合において事務の仕事をしていた。

ところが、年金事務所から文書が届き、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。

途中、名目上の所属は変わったが、C労働組合に継続して勤務していた。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答文書、申立人が提出したA社の退職給与金計算書及び退職給与金計算票から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和44年9月30日に、C労働組合からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人の資格取得日を昭和44年9月30日と届け出るべきところを同年10月1日として届け出た旨回答していることから、事業主が申立人の資格取得日を同年10月1日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 6946 (事案 1180 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、前回の申立てにおいて、昭和 36 年 4 月頃、職場の人から国民年金の加入を勧められたことを契機に国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたが、39 年頃には妻も国民年金に加入したため、それ以降は夫婦二人分の保険料を一緒に集金人に納付していたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回の申立てに当たり、申立期間当時、同じ敷地内に居住していた私の兄が、昭和 36 年 4 月頃、私、従兄、兄自身及び兄嫁の 4 人分の国民年金の加入手続を行い、私が結婚する 38 年頃まで、自宅に来ていた集金人に、国民年金保険料を立て替えて納付してくれていたことを思い出した。その際、集金人から受け取った領収書を手帳に貼り付けていたことを憶えている。結婚後は、私又は私の妻が同じ集金人に、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。

また、今回、申立期間当時、同じ敷地内に居住していた私の弟が、「私(弟)が 20 歳になって国民年金に加入した時点で、兄(申立人)及び上の兄夫婦は既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と証言してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 36 年 4 月頃、自身で国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していたが、39 年頃、申立人の妻が国民年金に加入してからは、当該集金人に夫婦二人分の保険料を 2 か月から 3 か月おきに納付していたと主張しているが、i) 申

立人の国民年金手帳記号番号は、43年3月に職権適用により払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、ii) 申立期間直後の昭和41年度及び42年度の保険料は過年度納付されていることが国民年金手帳及び国民年金被保険者名簿により確認でき、申立内容と一致しないこと等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月25日付けで年金記録の訂正は認められないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、新たな情報として、i) 申立人の兄が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまで、集金人に国民年金保険料を兄が立て替えて納付してくれていたことを思い出したこと、ii) 保険料を納付した際、集金人から受け取った領収書を国民年金手帳に貼り付けていたことを憶えていること、^{おぼ}iii) 申立人の弟が、当時申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことを証言してくれたことを、当委員会に提示している。しかし、i) 申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立人が結婚するまでの保険料を立て替えて納付していたとするその兄、同じ敷地内に居住していた兄嫁及び従兄は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であること、ii) 申立人が居住していた区では、領収書方式による納付は昭和46年度以降に実施されていたことから、申立内容と一致しないこと、iii) 実弟の証言についても、その兄が36年4月頃、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を立て替えて納付していた事実を裏付ける具体的なものではないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6947 (事案 2378 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 47 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 47 年 1 月まで

私は、前回、会社を退職し実家に戻った昭和 42 年 8 月頃に、町役場で国民年金の加入手続を行い、再び厚生年金保険に加入する前の 47 年 4 月まで、両親の国民年金保険料と自身の保険料を一緒に納付していたとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間当時、両親と同居していた末妹は、20 歳になった時から厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料が全て納付済みであり、当該期間については、その母親が納付してくれていたことを長妹及び末妹から知らされ、また、私は国民年金加入後、一時、住民票を異動させず別住所に住んでいたこともあったが、その期間の保険料は、母親が納付してくれるという約束をしていたことも思い出した。

申立期間のほとんどの期間を同居していた両親は、国民年金保険料を完納している上、末妹は、両親と同居していた期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 8 月頃に町役場で国民年金の加入手続を行い、47 年 4 月まで、両親の国民年金保険料と自身の保険料を一緒に納付していたと主張しているが、i) 申立期間当時の保険料の納付状況が不明であること、ii) 推認される加入手続時点において、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないこと等から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づ

き、平成 21 年 8 月 12 日付けで年金記録の訂正は認められないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、長妹及び末妹から知らされたとする末妹の国民年金保険料の納付状況及び母親との保険料の納付に係る約束の記憶から、申立人の保険料も母親が納付してくれていたはずであると主張するものの、申立人の長妹及び末妹は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の保険料の納付に関して具体的な証言を得ることもできないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない上、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年3月まで

私は、20歳になったとき学生で国民年金に加入していなかったため、平成4年4月に就職した際、会社に入社手続きで年金手帳を提出することができなかった。入社後すぐに、会社の事務員が私の国民年金の加入手続きを行い、学生時代の未納期間の国民年金保険料は、会社が立替払をして、私の給与から分割で差し引かれていたと思う。

私は、同事務員から、「(あなたの国民年金保険料は)会社が立て替えて払っておくから、後で給料から差し引くけど了承してね。」と言われたことを記憶しているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生時代、国民年金に加入しておらず、会社に入社後、同社の事務員が申立人の国民年金の加入手続きを行い、同社が、申立期間の国民年金保険料を立替払してくれていたと述べているが、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、
i) 申立人の加入手続きを行い、当該期間の保険料を会社が立替払することを申立人に告げたとするその会社の事務員は、加入手続きを行ったことや保険料を会社が立替払していたことを憶えていないこと、ii) 当該期間当時の会社の同僚からも、申立人の国民年金の加入手続きや保険料の納付について証言を得ることができないこと、iii) 同社に当該期間の保険料を立替払していたことを確認できる資料等が残っていないことなどから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、平成4年4月に入社後、すぐに同社の事務員が申立人の

国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、8年3月ないし同年5月と推認されることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が加入手続を行ったと推認される平成8年3月ないし同年5月の時点において、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるような事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6949

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月に、当時住み込みで勤務していた店の店主が私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続後の国民年金保険料は、毎月の給料から控除され、店主が納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 48 年*月に、当時住み込みで勤務していた店の店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料は、毎月の給料から控除され、当該店主が納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50 年 7 月と推認でき、申立人の主張する加入手続時期と相違する上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立期間当時勤務していた店の店主からは聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの期間及び53年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年3月まで
② 昭和53年4月から57年9月まで

私が20歳の時に、私の母親が市役所で国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和58年9月に、母親から翌月の結婚を控え、国民年金の加入期間中に、もし未納期間があれば保険料を納付しておくように言われたので、市役所の窓口で確認したところ、未納期間の保険料を遡って納付することができるかと担当者から説明されたので、38万円を市役所の窓口で納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月に、申立期間①及び②の国民年金保険料を市役所の窓口で遡ってまとめて納付することができるかと担当者から説明され、過去の未納の保険料を遡って納付したと主張しているが、制度上、市役所では過年度の保険料を納付することはできない上、全ての保険料を納付するには、特例納付制度を利用するほかないが、同年同月は同制度の実施期間ではないことから、申立人の主張と相違する。

また、申立期間②の直後の昭和57年10月から60年3月までの国民年金保険料は、59年11月に一括で納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、遡って納付することが可能な期間の保険料については、現年度納付及び過年度納付により納付したが、申立期間①及び②の保険料については、時効により納付することができなかつたものとするのが合理的

であり、申立人が過去に1回だけ遡って一括で納付したとする保険料は、当該現年度及び過年度納付の分であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年5月まで

私は、昭和40年頃、A区の区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。その後、勤務した会社を退職し、長男がB区内の中学校へ越境入学するため、詳しい時期は憶^{おぼ}えていないが、A区からB区へ住民票を移し、国民年金の加入手続を行い、申立期間当時の国民年金保険料は、私が、A区及びB区の区役所出張所で、納付書に現金を添えて納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、詳しい時期は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと述べており、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、申立人が所持する国民年金手帳、特殊台帳及びオンライン記録によると、申立人が申立期間に国民年金の任意加入手続を行った形跡は見当たらないことから、当該期間は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の任意加入手続、国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年12月まで

私は、平成11年10月に厚生年金保険の未適用事業所に就職後、厚生年金保険から国民年金への切替えの手続を行った記憶がある。切替手続後の国民年金保険料については、私が当時学生だった娘及び同居人の3人分を、金融機関で毎月納付していたが、納付金額についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年10月に未適用事業所に就職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、同年同月に国民年金の資格取得をした記載は無い上、オンライン記録によると、申立人は、同年同月23日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、21年5月1日に国民年金第1号被保険者資格を取得するまで、同第1号又は同第3号被保険者資格を取得した記録は見当たらないため、当該期間において国民年金への切替手続は行われていなかったものと考えられることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその娘と同居人の3人分と一緒に毎月納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、i) 申立人への勸奨事象発生日が平成11年10月23日である勸奨状が、12年6月に作成されていること、ii) 娘の平成11年6月から12年6月までの保険料は納付済みとなっているものの、当該期間の保険料は同年4月に一括納付されていること、iii) 同居人についても、申立期間のうち、11年10月から

12年3月までの保険料は免除とされ、同年4月から同居人自身が同年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの保険料は未納となっていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の事務処理の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8102 (事案 6929 の再々申立て、事案 7549 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 6 月 30 日から 44 年 1 月 1 日まで
② 昭和 44 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

A社B事業所及び同社C事業所に在籍していた申立期間①のオンライン記録の標準報酬月額が実際の給与より低額になっていると思う。昭和 29 年頃には、既に給与額は 2 万円ぐらいあったと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

また、前回、A社B事業所及び同社C事業所に勤務していた期間のうち、申立期間②のオンライン記録の標準報酬月額に係る記録が、実際の給与より低額になっていると申し立てたが認められなかった。今回、新たな資料は無いが、実際の給与が高額だとオンライン記録の標準報酬月額も高額になると聞いている。特に、昭和 58 年 8 月からD社に出向している時に支給された給与が高額になっていると思う。

再度、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる給与明細書や賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も給与明細書等を所持していないことから、申立人の当該期間に係る給与額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社B事業所及び同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

さらに、当該期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、その大半の期間が最高等級の金額とされていることが確認できる上、A社の資格取得日が、申立人と同時期（昭和24年6月）である元従業員15名の当該期間における標準報酬月額の記録を検証したところ、申立人とおおむね同額の記録であることが確認でき、申立人の標準報酬月額がほかの従業員と比較して著しく低額であるという事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②に係る申立てについては、申立人の当該期間における標準報酬月額は、A社から実際に支払を受けていた給与よりも低額になっていると主張しているものの、申立人から提出された昭和44年1月分から59年3月分までの給与明細書を、当委員会で検証したところ、当該期間において、事業主が源泉控除したと推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致、又は低額となっていることが確認できることから、既に当委員会の決定に基づき平成23年9月28日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の再申立てに当たり、新たな資料として、申立人作成の社会保険料控除額一覧表（昭和44年1月から55年1月までは、健康保険料との合算額）を提出しているが、当該一覧表に記載された厚生年金保険料額は、前回提出済みの給与明細書に記載された保険料控除額と同額であることが確認でき、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料を提出すること無く、「実際の給与が高額だとオンライン記録の標準報酬月額も高額になると聞いている。」と主張しているが、これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、特に、申立期間②のうち、昭和58年8月1日から59年4月1日までの期間については、「D社に出向していたので、その期間の給与額はそれ以前に比べても高額であったので、標準報酬月額を訂正すべきである。」と主張しているが、標準報酬月額相違に係る申立てに対し

て厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が行われるのは、申立期間における厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額又は報酬月額に基づく標準報酬月額のいずれか低い標準報酬月額が、申立期間における標準報酬月額を超えている場合であることから、実際の給与支払額が高額であることだけをもって、あつせんすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 3 月 11 日から 43 年 9 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 4 月 11 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 7 月 22 日まで
④ 昭和 45 年 9 月 29 日から 46 年 8 月 26 日まで
⑤ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 10 月 7 日まで
⑥ 昭和 47 年 10 月 11 日から 48 年 7 月 16 日まで
⑦ 昭和 48 年 7 月 28 日から同年 9 月 21 日まで
⑧ 昭和 49 年 2 月 5 日から同年 8 月 29 日まで

年金記録を調べてもらったところ、申立期間①から⑧までの期間については脱退手当金が支給されていることになっていることを知った。

脱退手当金を請求した覚えがなく、受け取った記憶も無い上、支給日とされている昭和 50 年 2 月 26 日は、同年*月*日に第 1 子を出産した直後であり、産後も具合が悪く実家で治療をしており、外出もできない状態だったので、受け取れるはずは無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人は、脱退手当金の請求手続きをした記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いと主張している。

しかし、申立期間⑧に係る事業所を管轄していた社会保険事務所（当時）には、申立人の申立期間①から⑧までに係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、申立人の当時の住所、氏名及び押印が確認できる。

また、当該脱退手当金裁定請求書の希望の受領場所欄には、当該住所地近くの郵便局が記載されている上、申立人は、「出産のため、昭和 49 年

12月にA市の実家に帰った。」と述べているところ、連絡先の電話番号欄には、同年12月から50年2月までは実家のあるA市の番号、また、同年3月以降は当時の住所のあるB市の番号が記載されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金の請求手続がなされたものと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金計算書等の関係書類には、昭和50年2月26日付けで送金済みと押印され、当該日はオンライン記録の支給決定日と一致しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月28日から30年2月2日まで
私は、昭和29年1月1日にA社に入社し、30年10月25日まで勤務していたが、オンライン記録では申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年1月1日にA社に入社し、30年10月25日まで継続して勤務したと主張している。

しかし、A社の当時の事業主は、所在不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の同僚22名に申立人の申立期間における勤務実態について照会したところ、16名から回答があったが、いずれの者からも申立人の勤務期間に係る証言を得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者のうち、申立人以外の6名も、申立期間を含む時期において被保険者記録の欠落が確認できる上、申立人の同社における被保険者資格喪失日である昭和29年5月28日に被保険者資格を喪失している者が18名確認できる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。